

(案)

令和6年12月 日

豊田市長 太田稔彦様

豊田市廃棄物処理施設等審査会
会長 佐野 泰之

豊田市廃棄物処理施設等審査会意見について

令和6年6月4日付けでトヨキン株式会社から申請のあった産業廃棄物処理施設設置許可申請について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2第3項の規定により、生活環境の保全に関する意見を別紙のとおり提出します。

トヨキン株式会社から提出された、産業廃棄物処理施設設置許可申請について、現時点において明らかになっている事業計画の内容を前提として、生活環境保全上の見地から慎重に検討を行った。

その結果、周辺地域の生活環境の保全及び周辺の施設について、適切な配慮がなされたものであると認められる。

なお、事業者は、申請書に記載された計画を遵守することはもとより、下記の事項に配慮して事業を実施されたい。

記

- 1 騒音については、騒音レベルが現状より悪化しないよう、作業に使用する機材及び車両の運転管理等を適正に行い、万一、地域住民から苦情が申し立てられた場合は、誠実に対応すること。
- 2 騒音モニタリング位置について、近隣民家の位置及び高さを考慮し、設定すること。
- 3 立地予定地が最終処分場の跡地であることを考慮し、基礎工事においても、騒音や汚水の流出防止等の周辺への生活環境の保全上の支障が生じないように細心の注意を払い施工すること。また、地盤に不均一性であるため、適切な調査を行い、地震等の災害に備えて安全な構造とすること。
- 4 排ガスのモニタリングを適切な頻度で実施する等、施設の維持管理基準を遵守すること。万が一、異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止する等、生活環境の保全上必要な措置を講ずること。また、施設の維持管理に関する情報の開示など、情報公開を積極的に推進すること。